

高島市環境センターダイオキシン類濃度の基準超過に関する第三者調査委員会規則（平成26年高島市規則第51号）

（趣旨）

第1条 この規則は、高島市附属機関設置条例（平成26年高島市条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、高島市環境センターダイオキシン類濃度の基準超過に関する第三者調査委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（担当事務の細目）

第2条 条例別表に規定する委員会の担任する事務（以下「担当事務」という。）の細目については、次に掲げる事項の調査および審議とする。

- (1) 高島市環境センター（以下「センター」という。）から排出されるばいじんのダイオキシン類濃度の基準超過に係る不適正対応事案に関すること。
- (2) センターの設備および管理運営状況に関すること。
- (3) センターの管理運営に係る是正措置および再発防止策に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

（組織等）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員は、調査方針を決定し、第6条に定める調査を行い、明らかになった事実を考察する等の役割を果たすものとする。

（会長等）

第4条 委員会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議の全部または一部を公開しないことを会長が委員会に諮って決定したときは、当該会議の全部また

は一部を公開しないことができる。

5 会議の議事は、出席委員の合議により決するものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見または説明を求めることができる。

(傍聴)

第6条 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(調査)

第7条 委員は、担当事務を遂行するために必要な範囲内において、次に掲げる方法により調査を行うものとする。

(1) 高島市の職員（過去に高島市に勤務していた者を含む。）、センターの業務に係る受託業者等（以下「調査対象者」と総称する。）から事実関係、意見等に関する陳述、説明等を求めること。

(2) 調査対象者に対して文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求め、またはセンターその他の関係する現場において資料の確認もしくは説明を求めること。

(3) 前2号に定めるもののほか、調査対象者または公私の専門的機関に対して担当事務を遂行するために必要となる協力を求めること。

2 調査対象者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

3 調査は、原則として非公開とする。

(報告および公表)

第8条 委員会は、担当事務に係る調査および審議を終えたときは、調査等の経過および結果を記載した報告書（以下「報告書」という。）を作成し、市長に報告する。

2 委員会は、担当事務についての結論およびその結論を導く根拠となった資料ならびにこれらの資料により結論を導くに至った判断過程を、報告書にできる限り詳細かつ明確に記載するものとする。

3 市長は、第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに大阪湾広域臨海環境整備センターおよび関係機関に報告書を提出するとともに、これを公表する。

4 市長は、報告書を公表したときは、市長の権限の範囲内において、当該報告書の内容を踏まえ、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、政策部において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。